

県南広域振興局長告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、次のとおり換地処分をした旨届出があった。

平成22年4月30日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

届出者の名称（氏名）	所在地	地区名	換地処分年月日
花巻市東和町 多田三夫ほか5名	花巻市東和町	黄金沢	平成22年4月9日